

(宛先) 守口市長

届出日令和 6 年 7 月 18 日

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定について、現況を届け出ます。

また、市が施設型給付費等の支給認定及び利用者負担額の決定に必要な生活保護の情報、市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び支給認定の内容について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者	現住所	守口市京阪本通2丁目5番5号					
	氏 名	守口 太郎					
	電 話	自 宅	06	—	6992	—	1637
		携 帯(父)	090	—	1234	—	5678
携 帯(母)		090	—	9876	—	5432	

対象となる子ども	氏名	生年月日	性別
	(ふりがな) もりぐち はなこ 守口 花子	☒ 平成 ☐ 令和 2 年 10 月 21 日生	男 ・ 女
現在の在園(所)施設名	守口市立にじいろ認定こども園		

(1)世帯の状況	氏名 (ふりがな)	との続柄	生年月日	性別	職業(会社名)及び単身赴任先住所又は学校名、園名等
	もりぐち たろう 守口太郎	父	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 59年10月22日生	男・女	守口市役所
	もりぐち さつき 守口さつき	母	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 59年10月1日生	男・ <u>女</u>	もりぐち株式会社
	もりぐち いちろう 守口一郎	兄	☒ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 27年7月5日生	<u>男</u> ・女	守口市立守口小学校
	もりぐち みどり 守口みどり	妹	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 5年5月3日生	男・ <u>女</u>	無職
			☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日生	男・女	
			☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日生	男・女	

※対象となる子ども以外の両親及び同じ住所に住んでいる家族員全員について記入してください。
コピーして記載してください。

ひとり親世帯とは、戸籍の世帯となります。そのため、離婚協議中等の事由の場合、ひとり親世帯には該当しません。

「なし・あり」のいずれかにチェックをしてください。

世帯の状況	☐ ひとり親世帯 ・ ☒ 左記以外	生活保護適用	☒ なし ・ ☐ あり (☐ 昭和 ☐ 令和 ☐ 平成)	年 月 日保護開始
-------	--	--------	--	-----------

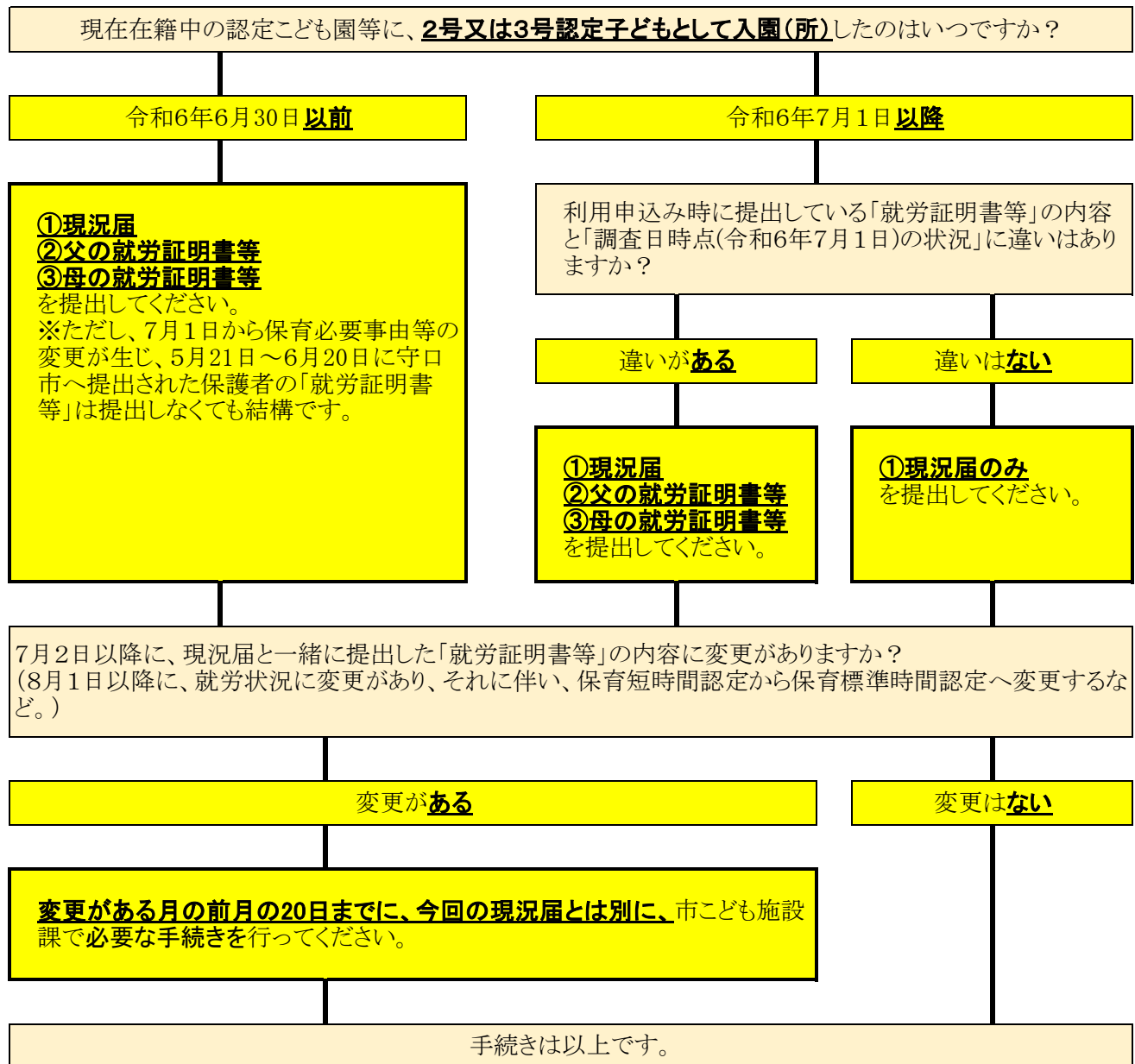
(2) 保育必要事由		(3) 次年度の施設利用希望	
※保育必要事由を証明する書類を必ず添付してください。		※今年度末で現在通園(所)している施設を卒園(所)予定の場合は回答不要です。	
対象となる子ども との続柄	☒ 就労 ☐ 介護・看護 ☐ 育児休業 ☐ その他()	☐ 現在の通園(所)施設の利用を引き続き希望します。 ☒ 現在の通園(所)施設の退園(所)を予定しています。 退園(所)予定日: 令和 7 年 3 月 31 日付け退園(所)予定	
父	父・母それぞれの「保育の利用を必要とする理由」を証明する書類が必要です。	退園(所)理由 ☐ 退職などにより自宅保育するため ☐ 転居のため (新住所:) ☒ 現在の通園(園)施設を退園(所)し、他の施設を申し込むため(保育利用) ☐ 幼稚園または認定こども園 (通園予定施設名:) ☐ その他()	
対象となる子ども との続柄	☐ 就労 ☐ 介護・看護 ☒ 育児休業 ☐ その他()		
母	基準日(7月1日)から保育必要事由の変更を行っている場合は、「保育の利用を必要とする理由」の証明書類は提出不要です。 (7月1日から育児休業に変更届済み)	別途、退園(所)もしくは転園(所)申請の手続きが必要です。 ※退園(所)もしくは転園(所)申請の手続きが別途必要です	

※本現況届の提出がない等、調査日時点における保育必要事由の確認ができない場合には、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

※本届出内容に変更が生じる場合は、速やかに市役所に届け出てください。

※本届出内容に虚偽があった場合、または本届出内容から変更が生じたにも関わらず市役所に速やかに届け出なかった場合には、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

現況届 必要手続フローチャート



<注意事項>

今年度中に、在園(所)する施設を <u>退園(所)</u> (予定を含む)する場合	1. 「現況届」の「(3)次年度の施設利用希望」欄の「現在の通園(所)施設の退園(所)を予定しています。」にチェック☑を入れたうえで、「退園(所)予定日」を記入してください。あわせて、該当する「退園(所)理由」欄にチェック☑を入れてください。 2. <u>今回の現況届とは別に</u>、退園(所)する月の20日までに<u>市こども施設課に対して必要な手続き</u>を行ってください(「子どものための教育・保育給付認定(変更・取消)申請(届出)書」を提出)。 3. <u>在園(所)中の施設でも、退園(所)にかかる必要な手続き</u>を行ってください(詳細は各施設に直接お問い合わせください)。 ※今回の現況届は、あくまで意向調査なので、正式な届出にはなりません！
次年度4月の入園(所)に向けて <u>転園(所)</u> 申請を行いたい場合	<u>今回の現況届とは別に</u>、令和7年4月一斉入園(所)に向けた利用申込み期間中(令和6年10月21日～11月1日の予定)に<u>改めて転園(所)申請の手続きが必要</u>です。 ※今回の現況届は、あくまで意向調査なので、正式な届出にはなりません！